

# 福島県からのお知らせ

平成 24 年 8 月 25 日(土) (第 39 報)

福島県から被災された皆さまへ、生活支援に関する情報を偶数月にお届けします。

この冊子は、福島県民および県外に避難されている方が、明日への一歩を踏み出すことを目指して発行しています。ぜひ一読、ご活用ください。

県の動き **1**

学生のボランティア活動 **3**

特集 **4**

お知らせ **6**

原子力損害賠償 **8**

生活支援 **10**

雇用・経営 **11**

住宅 **14**

医療・介護・健康 **15**

環境放射能測定結果 **17**

各種相談窓口 **18**

市町村問合せ先一覧 **20**

特集  
安心して子どもを育てられる  
環境づくり

「県の重点プロジェクト  
「未来を担う子ども・若者育成」の取り組みより」…4



## 福島県産農林水産物の安全をPRしています



- 農林水産業の復興なくして、福島県の復興なし
- 安全性の確保に向けた取り組みの強化
- マスメディアを活用した情報発信
- 県産農林水産物消費拡大県内一斉キャンペーン(夏)
- 農林水産業の再生に向けて

※詳しくは次ページをご覧ください



# 福島県農林水産物の安全をPR

～農林水産業の再生に向けて～

## ■農林水産業の復興なくして、福島県の復興なし

四季折々に旬の食材があり、一年を通して新鮮でおいしいものが食べられる福島。

また、地域ごとに個性豊かな味覚や食文化が息づいていることも、福島県の大きな魅力であり、その「食」を支える農林水産業は、まさに、本県の基幹産業です。

その農林水産業が、原発事故に伴う風評被害によって極めて厳しい状況に置かれている中、知事は「農林水産業の復興なくして、福島県の復興なし」との思いから、農林水産業の再生に向け、力を注いでいます。

## ■安全性の確保に向けた取り組みの強化

県では、安全・安心の確保に向けた取り組みを、さらに強化しています。

- ①自主検査を強化するため、米や果実・野菜などの検査機器を、新たに県内各産地に導入
- ②検査結果や地域における取り組みなどの情報をHPなどで分かりやすく提供
- ③県・各地域に協議会を設置し、県・市町村・関係団体が一体となって検査を推進

## ■マスメディアを活用した情報発信

さらに、県では首都圏を中心に新たな情報発信を展開しています。TOKIO を起用して、「おいしいふくしま、できました」をキャッチフレーズに、テレビCM、新聞、電車内広告、雑誌など、あらゆるマスメディアを活用した情報発信を行うとともに、知事自らが先頭に立ちトップセールスを展開、消費者の皆さんに直接、県産農林水産物の安全性と魅力をお伝えしています。

7月18日には、東京都葛飾区のイトーヨーカドーアリオ亀有店で行われた「東北かけはしプロジェクト」で、県産の新鮮な野菜や果物を来場者に実際に試食してもらい、購入を呼びかけました。

他にも、上野・秋葉原駅における販売活動、首都圏量販店における安全・安心説明会の開催や、モニターツアーの実施など、首都圏に向けた安全性のPRに力を入れています。

## ■県産農林水産物消費拡大 県内一斉キャンペーン(夏)

また、県産農林水産物への風評被害を払拭するためには、県民の皆様へ美味しさや安全性を再認識していただき、県内消費を増やしていくことが重要です。

このため、県内量販店・農産物直売所などにおいて、季節ごとに野菜や果物の消費拡大キャンペーンを実施しています。



「らんめ〜べ」で県産品のPRを行う知事

7月20日、21日に県内11カ所で実施し、そのうちJA伊達みらいの直売所「らんめ〜べ」において、知事は、「県産品を県民が消費することで復興につながる。元気なふくしまの再生を食から始めたい」とあいさつし、自ら県産の桃やキュウリの味と安全性をアピールしました。

## ■農林水産業の再生に向けて

豊かな自然に育まれた多彩な農林水産物は、福島県が誇る「宝」です。

安全・安心な農林水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮されるよう、農林水産業の再生に向けて、引き続き取り組みを進めていきます。

県の動き

学生の  
活動  
ボランティア

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・健康

環境放射能  
測定結果

各種相談  
窓口

市町村  
問合せ先一覧

## 足湯が生む笑顔と人とのつながり ～足湯ボランティア活動～

郡山足湯隊 代表 丹野 茜 (ポラリス保健看護学院 2年)

### 昨年5月から避難所や仮設住宅での 足湯ボランティア活動に取り組む

私たち郡山足湯隊は郡山市内の専門学校生・短大生などで結成し、避難者の心のケア、コミュニケーションをとりながら困りごとやニーズをつかむこと、そして住民同士が交流する場を形成することを目的として、足湯ボランティアを行っています。

郡山市での足湯の活動は、昨年5月16日からビッグパレットで始まりました。昨年の9月、避難所から仮設へ活動を移し、仮設集会所をお借りして足湯を行うようになりました。現在は、郡山市内の仮設住宅を月2、3回のペースで回って活動に取り組んでいます。



足湯を通して人の温かみを感じています。

### 利用者の皆さんの笑顔に支えられて

私たちの活動では、利用者さんに足をお湯につけていただく間、手のマッサージをしています。リラックスしてもらうのはもちろん、足湯の時の会話が大切になります。

以前足湯を利用された方で、震災当時のことを1年以上たって足湯で初めて話したという方がいました。その方は涙ながらに、足湯が終わった後とても素敵な笑顔で「なかなか震災のことを話す機会がなくて。本

当に話を聞いてもらってうれしかった。ありがとう。」とおっしゃってくれました。その時、この利用者さんは1年間ずっとこの辛い思いを抱えていたのだと思いました。そして、足湯は見通しが立たない避難生活の中で、抱えていること、不安なことを話すきっかけになるのだと気がつくことができました。足湯で利用者さんの嬉しそうな笑顔を見るととても嬉しく感じます。その笑顔を見て、私たちも元気をもらっています。

### 足湯がコミュニケーションの場に

足湯にはコミュニケーションの場をつくるという目的もあります。足湯が終わった後に利用者さん同士がゆっくりくつろいでお話ができるようお茶飲みスペースを設置しています。このお茶飲みスペースで、顔見知りが増えたという声も聞くことができました。私たちボランティアも混ぜていただいて一緒にお話することが楽しみとなっています。

今まで足湯ボランティア活動を継続して、足湯の役割がとても大きいことを感じています。この活動を今後も継続し、リラクスの場、コミュニケーションの場をつくることによって、利用者さんの今後の生活に少しでもお役にたてれば嬉しいと思います。



足湯をきっかけにたくさんの人が集まり、コミュニケーションの場となっています。

# 安心して子どもを育てられる環境づくり

～県の重点プロジェクト「未来を担う子ども・若者育成」の取り組みより～

県では、日本一安心して子どもを育てられる環境づくりを進めるため、放射性物質汚染により生じた不安の解消や子育て体制の構築に取り組んでいます。

これまで、18歳以下の医療費無料化事業、屋内遊び場確保事業、地域の子育て支援活動への支援、ふくしまっ子体験活動応援事業を中心に取り組んでまいりましたが、ここではその取り組みの一部を紹介します。



平成 24 年度の主な事業および予算	
子どもの医療費助成等事業	2,447,789 千円
屋内遊び場確保事業	220,352 千円
ふくしまっ子体験活動応援事業	2,002,093 千円
母子の健康支援事業	106,166 千円

## 子どもの医療費助成の対象年齢が拡大されます

健康を守る

### 18歳以下の医療無料化事業

子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるための子育て支援策として、医療費助成の対象年齢拡大を決定しました。

現在、子どもの医療費の助成対象年齢は市町村によって異なりますが、平成24年10月1日より18歳まで(18歳に達する年度の3月末日まで)に拡大、統一します。

県内に住所を有する方が対象で、健康保険適用時の自己負担分(診療費や入院時食事療養費等)が助成されます。健康保険が適用されないもの(予防接種・薬の容器代等)は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

助成を受けるための手続など、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※被災により一部負担金免除(P15参照)となっている方は、そちらの制度を優先して利用いただくこととなります。



お願い

#### 適正受診について

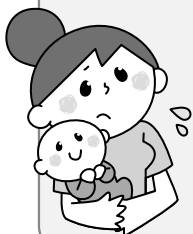
必要な方が安心して医療が受けられるようにするとともに、保険料や助成にあてる県や市町村の予算を有効に活用するため、医療機関で受診する際には、以下のことに留意しましょう。

- 急を要さない場合には、夜間や休日の受診は控えましょう。
- 夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、こども救急電話相談を利用してください。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

# 8000 または 024 (521) 3790 (毎日、午後7時～翌朝8時)

## ふくしまの赤ちゃん電話健康相談

妊娠中や小さなお子さんに関する健康や育児の不安や悩みに助産師がお答えします。



夜泣きがひどいけど大丈夫かしら…  
母乳は足りているかしら…  
母乳を飲ませて大丈夫かしら…

●相談は無料で、相談内容の秘密は必ず守ります。 問い合わせ先 県庁児童家庭課 024 (521) 7174

- 対象者：県内の妊産婦・乳幼児の保護者  
※県外に避難している県民の方、県内に里帰りしている方も利用できます！
- 内容：(1) 妊産婦の健康相談、母乳相談、子育ての相談  
(2) 母乳の放射性物質濃度検査と保健指導
- 相談電話 福島／① 024(573)0211、② 080(2835)9988  
会津／0242(85)8303  
いわき／① 080 (2826)4604、② 080 (2827)3005
- 相談時間 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)  
午前9時30分～午後4時30分

県の動き

学生のボランティア活動

特集

お知らせ

原子力損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・健康

環境放射線測定結果

各種相談窓口

市町村問合せ先一覧

# のびのびと遊べる環境をつくります

元気に遊ぶ

## 屋内遊び場確保事業

子育て世帯のストレス軽減と、子どもの体力向上を図るため、屋内施設に遊具を設置して遊び場の整備を行う市町村、民間団体を支援する、「屋内遊び場確保事業」を実施しています。



### \*\*\* 現在開設されている遊び場 \*\*\*

ウレタン製遊具やクッション積木などの安心・安全な遊び場、ボールプールやエアトランポリンなどの大型の遊具を備えた遊び場、外遊びと同じように砂遊びができる屋内砂場を整備した遊び場など、多くの遊び場が開設されており、子どもたちがのびのびと遊べる施設となっています。また、これらの施設は、保護者の皆さんの情報交換や、コミュニケーションの場としてもご利用いただいています。



★遊び場の詳細、追加情報については  
**福島県 屋内遊び場一覧** **検索**  
 をご覧ください。

県北			
施設名	所在地	運営主体	問い合わせ先電話番号
あづま総合体育館 軽運動室	福島市	(財)福島県都市公園・緑化協会	024(593)1111
インドアパークみなくる	福島市	NPO 法人福島ライフエイド	024(521)2342
キッズルーム	福島市	福島オークラボウル	024(546)0263
さゆり子育て支援センター「みんなで遊ぼう」	福島市	(福)吾妻福祉会	024(534)5515
とうほう わんぱくランド	福島市	(株)東邦銀行	024(523)3131
ちびっこ広場	伊達市	伊達市	024(577)3128
スマイルキッズパーク	本宮市	本宮市	0243(63)2780
森のキッズプレイス	大玉村	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	0243(48)2040
県中			
施設名	所在地	運営主体	問い合わせ先電話番号
ベップキッズこおりやま	郡山市	郡山市	024(941)2711
やっこいキッズ	郡山市	トーモク(株)	024(947)3457
すかがわキッズパーク	須賀川市	須賀川市	0248(88)8114
県南			
施設名	所在地	運営主体	問い合わせ先電話番号
わいわい広場	白河市	白河市	0248(22)1111 (内線 2731)
会津			
施設名	所在地	運営主体	問い合わせ先電話番号
遊び場コーナー	会津若松市	大江戸温泉物語あいづ	0242(22)0600
カメリーナ幼児室 キッズコーナー	猪苗代町	(株)まちづくり猪苗代	0242(72)1534
いわき			
施設名	所在地	運営主体	問い合わせ先電話番号
わんぱくひろば みゆうみゆう	いわき市小名浜	(株)いわき市観光物産センター	0246(92)3701
とことん広場	いわき市平	NPO 法人いわき NPO センター	0246(35)5411

# 社会全体で子どもを育てます

地域で子育て

## 地域の寺子屋推進事業

「地域の寺子屋」とは、地域の人と人のつながりを大切に、社会全体で子育てをすることを目的としています。知恵と経験がある方と、次世代の主役である子どもとその親が、互いに交流する取り組みを通し地域の子育て力の向上をめざしています。

### ■プログラム

- 地域の伝統文化・祭礼などの伝承
- 季節の行事 (七夕会 お月見 餅つき大会…)
- 子どもや高齢者の世代間交流 (伝承遊び ベーゴマ…)
- ものづくり体験 (わらじづくり お手玉づくり…)
- 子育て世帯を含めた住民の集う場 など



子どもたちにベーゴマを教える高齢者

これらの活動により、地域の中で人と人のつながりができ、子どもから高齢者まで幅広い年代のふれあいと学びの場が作られ、仲間づくりや支え合いにつながっています。

さらに、仮設住宅などでの生活において、多くの方が抱えている不安やストレスを解消するため、また、地域全体での子育て支援を広めるため、コミュニティの構築や、震災後の地域コミュニティ再生に向けた活動も実施しています。

■問い合わせ先 県庁子育て支援課 024(521)7198

県の動き

学生のボランティア活動

特集

お知らせ

原子力損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・健康

環境放射能測定結果

各種相談窓口

市町村問合せ先一覧



## ① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る賦課金の免除について（新規）

下記要件に該当する人は、「賦課金」の免除措置がありますので、お近くの電力会社の窓口におたずねください。

免除の対象者	①東日本大震災により被害を受けたことについて、市町村長などから証明（罹災証明）を受けた施設・設備に係る電力の契約者。 ②原子力発電所の事故を受けて設定されていた、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域または特定避難勧奨地点に所在している施設・設備に係る電気の契約者。（既に解除されている地域を含む。）
免除の内容	今年度の賦課金（平成 25 年 4 月分まで）が免除されます。標準家庭の免除額は、一ヶ月あたり 87 円（8 月中に申し出た場合、約 700 円）です。
免除の条件	電力会社への申請が必要です。ただし、②のうち、特定避難勧奨地点を除く地域での契約については、あらかじめ減免されるため、申し出不要です。避難されている人は避難先の電力会社へ申し出ください。
申出方法	お近くの電力会社の窓口まで、免除の対象者である旨を申し出いただき、証明書類（罹災証明書または警戒区域などの住所が記載された住民票や免許証など。コピー可。）を提示・送付することとなります。詳細はお近くの電力会社の窓口にお問い合わせください。

**問い合わせ先** ●経済産業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室 ☎ 0570(057)333

●ホームページ

## ② 避難先の情報提供について（新規）

被災した市町村から、別の市町村（県外を含む）に避難した場合は、避難先市町村および避難元市町村へ避難先の変更などをご連絡ください。

また、その後さらに避難先を移動された場合や、避難を終了された場合についても、避難先市町村および避難元市町村への連絡をお願いします。

**問い合わせ先** ●避難先および避難元の各市町村

## ③ 福島県立高等学校入学者選抜について（新規）

### ■出願に関する弾力的な取扱いについて

県教育委員会は、東日本大震災により避難を余儀なくされている受験生の皆さんの出願機会を確保するため、平成 25 年度県立高等学校入学者選抜においても同様に、①避難前②避難先③転居予定の居住地、のいずれかの通学区域の高校を選択して出願できる弾力的な取扱いを行う予定です。

詳しくは、「県内外に避難している受験生の皆さんへ」をご覧ください。

[http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/24nyusi/24hinannsiteiru\\_jyukennsei.pdf](http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/24nyusi/24hinannsiteiru_jyukennsei.pdf)

### ■県立高等学校入学者選抜に係る情報提供について

平成 25 年度県立高等学校入学者選抜に係る情報については、県教育庁高校教育課ホームページに随時掲載します。

[http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/25nyusi/index\\_joho.htm](http://www.koukou.fks.ed.jp/shidou/nyusi/25nyusi/index_joho.htm)

**問い合わせ先** ●県教育庁高校教育課 ☎ 024(521)7772

## ④ 「寄付金」の受入実績と使途について（更新）

7 月 27 日（金）時点で、2,873 件、8,653,891,656 円の寄付金が寄せられています。皆様方の温かいご支援に感謝申し上げます。寄付金は、災害復旧、復興のために活用させていただいております。

## 5 義援金の受け入れ・配分状況について (更新)

福島県および日本赤十字社には、国内外の多くの皆さまより多くの義援金が寄せられており、集まった義援金は、市町村から被災者の皆さまに順次、配分を進めております。

被災者の皆さまへの配分基準などにつきましては、各市町村において決定しておりますので、被災時にお住まいであった市町村にお問合せください。

### ●受け入れ額 (7月27日現在)

- ・福島県義援金 20,064,192,186 円
- ・国 (日赤など) 義援金 122,611,468,024 円 (本県への送金額)

### ●市町村への配分済額 (7月27日現在)

- ・福島県義援金 20,018,241,000 円
- ・国 (日赤など) 義援金 122,492,603,888 円

### ●被災者の皆さまへの配分済額 (7月27日現在)

- ・福島県義援金 16,918,685,517 円
- ・国 (日赤など) 義援金 106,452,644,058 円

※福島県および市町村における配分残額は、現在も住家被害の認定作業が続けられており、まだ義援金を受けていない人に対応するための留保分などです。

## 6 「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」について

子どもたちが心身ともにリラックスできる環境の中で自然体験活動・交流活動などを実施する団体に補助をします。

- ◆実施期間 夏期間 7月1日(日)～9月30日(日)  
冬期間 12月1日(土)～平成25年1月31日(木)
- ◆補助対象 幼児、児童生徒(5名以上)を中心とした団体
- ◆補助条件 体験活動実施場所および宿泊場所は福島県内
- ◆補助内容 宿泊費として、一人当たり1泊5千円(7泊まで)  
交通費・体験活動費として、1回1人当たり2千円
- ◆申込方法 登録旅行者(HPに一覧掲載)に実施20日前までに依頼

問い合わせ先 ●県庁社会教育課 ☎024(522)3090

●ホームページ

## 7 高齢者総合相談センター「巡回相談会」のご案内 (更新)

高齢者やそのご家族の日常生活の心配ごと・悩みごと、相続、借金、離婚、境界問題、慰謝料などの法律相談に高齢者総合相談センター相談員や弁護士が懇切・丁寧に応じます。

相談はすべて無料です。秘密は厳守します。

どなたでもお気軽にご相談ください。

- 一般相談 (センター相談員) 午前10時30分～午後3時
- 法律相談 (弁護士) 午後1時～午後3時 (予約が必要です)

予約・問い合わせ先 県高齢者総合相談センター ☎024(524)2225

市町村	開催月日	開催場所	所在地
三島町	9月13日(木)	高齢者生活福祉センター「福寿草」	三島町大字宮下字下乙田889
田村市	10月2日(火)	田村市社会福祉協議会	田村市船引町船引字東中子縄7
猪苗代町	10月10日(水)	猪苗代町農村環境改善センター	猪苗代町字城南100
南相馬市	10月26日(金)	原町区福祉会館	南相馬市原町区小川町322-1
磐梯町	11月20日(火)	磐梯町老人福祉センター	磐梯町大字磐梯字漆方1054

## ⑧ 「ふるさと絆情報ステーション」について

民間借上げ住宅などに入居されている皆さんが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場となる「ふるさと絆情報ステーション」を県内のスーパーに開設しています。お買い物などの際に、ぜひお立ち寄りください。

福島市	いわき市	白河市
ヨークベニマル 野田店	ヨークベニマル 大原店	ヨークベニマル メガステージ白河店
コープマートやのめ	ヨークベニマル 谷川瀬店	
ダイユーエイト 福島黒岩店	イオンいわき店	
郡山市	会津若松市	南相馬市
ヨークベニマル 安積町店	リオンドール 神明通り店	ヨークベニマル 原町西店
ヨークベニマル 富久山店	COOP BESTA にいでら	
イオン郡山フェスタ店		

**問い合わせ先** ●県庁文化振興課 ☎ 024(521)7179

●特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワーク (運営) ☎ 024(953)6092

## 原子力損害賠償について

### ① 原子力損害賠償に係る請求について

- ❖ 原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談などについては、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター） ☎ 0120(926)404（午前9時～午後9時：毎日）

- ❖ 東京電力は、平成23年3月11日時点で、①県北、県中、相双およびいわき地域の23市町村に生活の本拠としての住居があった人、②平成23年3月11日時点で県南地域の9市町村に生活の本拠としての住居があった18歳以下の人、③妊婦、を対象として、「自主的避難等に係る損害」の賠償請求の受付を進めております。請求書類の入手方法や手続きなどは、下記へお問い合わせください。

自主的避難等ご相談専用ダイヤル ☎ 0120(993)724（午前9時～午後9時：毎日）

### ② 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について（更新）

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

#### ① 県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎ 024(523)1501

- ・相談時間 平日 午前8時30分～午後8時
- ・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日 午後1時～午後5時 ※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

- ・弁護士による巡回法律相談を県内7方部で実施しております。
- ・相談時間 30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）※先着受付順
- ・実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- ・受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・日程および会場など詳細については、上記窓口にお気軽にお問い合わせください。

#### ② 国

◆文部科学省

- ・原子力損害賠償制度および原子力損害賠償紛争審査会に関すること  
☎ 03(5537)0245（平日 午前9時30分～午後6時15分）

◆経済産業省

原子力損害対応室 ☎ 03(3501)1511



## ◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

[東京事務所] 〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル 9階

※相談の受付場所、郵送物送付先が上記に変更となりました。

[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階

なお、福島県内に新たに福島事務所の支所を4カ所開設しました。

[県北支所] 〒960-8021 福島市霞町1-52 福島市市民会館503号室

[相双支所] 〒970-8026 南相馬市原町区錦町1-30 福島県南相馬合同庁舎403会議室

[いわき市支所] 〒975-0031 いわき市平字堂根1-4 いわき市文化センター第2会議室

[会津支所] 〒965-0001 会津若松市一箕町松長1-17-62 (プレハブによる仮設庁舎)

・各支所とも、平日(月曜～金曜日)午前9時～午後5時まで

・福島事務所では、窓口で申立書作成に関する説明を行っています。

☎0120(377)155 (平日 午前10時～午後5時)

### ③ 原子力損害賠償支援機構

#### ◆電話相談

- ・行政書士などによる無料相談

☎0120(013)814 (午前10時～午後5時:毎日)

#### ◆対面相談

- ・弁護士などによる無料相談(事前予約制、1回1時間以内)

▽機構本部	場所:東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時:毎週月・水曜日 午前10時～正午 ☎0120(013)814
▽福島事務所	郡山、福島、会津若松、いわきの県内4会場において開催中 (1組1時間程度、事前予約制) ●郡山会場(毎週水・金・土曜日):機構福島事務所 ●福島会場(毎週水・土曜日、ただし、9月12日(水)、15日(土)を除く):コラッセふくしま ●会津若松会場(9月1日(土)、6日(水)、15日(土)、20日(水)、29日(土)):会津労働福祉会館2階 ●いわき会場(毎週金・日曜日、ただし、9月16日(日)を除く):いわき市文化センター2階 ※詳細は下記の予約受付電話でご確認ください。 ☎0120(330)540 (午前9時～午後5時:毎日)

#### ◆県外での巡回個別相談会

- ・弁護士、行政書士による無料の個別相談(1組1時間程度、事前予約制)

会場		日時	
山形県	山形市総合スポーツセンター	9月14日(金)	午前10時～午後4時
	天童市総合福祉センター	9月15日(土)	午前10時～午後4時
新潟県	新潟市東区プラザ2階 講座室2	9月22日(土・祝)	午前10時～午後4時
	新潟市黒崎市民会館2階 講座室2	9月21日(金)	午前10時～午後4時

※各会場の予約や9月以降の予定については、☎0120(330)540(午前9時～午後5時:毎日)にご確認ください。

- ・各弁護士会が行う無料個別相談会(1組1時間程度、事前予約制)

問い合わせ先		
宮城県	仙台弁護士会	平日(祝日など除く)午前10時～午後3時 ☎022(223)2383
茨城県	茨城県弁護士会(水戸)	平日(祝日など除く)午後1時～午後4時 ☎029(227)1133
	茨城県弁護士会(土浦)	毎週月曜(祝日など除く)午前9時～午後5時 ☎029(875)3349
	茨城県弁護士会(日立)	毎週木曜(祝日など除く)午後1時～午後4時 ☎029(227)1133
群馬県	群馬弁護士会	平日(祝日など除く)午前9時～午後12時、午後1時～午後5時 ☎027(234)9321
山梨県	山梨県弁護士会	平日(祝日など除く)午前9時～午後12時、午後1時～午後5時 ☎055(235)7202
静岡県	静岡県弁護士会(静岡)	平日(祝日など除く)午後1時～午後4時 ☎054(252)0008
	静岡県弁護士会(浜松)	平日(祝日など除く)午後1時～午後4時 ☎053(455)3009
	静岡県弁護士会(沼津)	平日(祝日など除く)午後1時～午後4時 ☎055(931)1848

※順次対象地域を拡大中です。詳細は、☎0120(330)540(午前9時～午後5時:毎日)にご確認ください。

#### ④ 弁護士会

##### ◆ 弁護士に電話で相談したい場合

◆ 福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談 (平日 午後 2 時～午後 4 時)

☎ 024(534)1211 (福島市) ☎ 024(925)6511 (郡山市)  
☎ 0242(27)2522 (会津若松市) ☎ 0246(25)0455 (いわき市)

◆ 東日本大震災電話相談 (日本弁護士連合会他主催)

☎ 0120(366)556 (平日 午前 10 時～午後 3 時、午後 5 時～午後 7 時)

##### ◆ 弁護士に本格的に相談したい場合

◆ 福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介 ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所まで相談
  - ・原子力損害賠償に関する相談 (3 回まで無料)
  - ・東京電力に対する損害賠償請求の代理 (有料)
  - ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理 (有料) など
- ※詳細は、下記までお問い合わせください。  
☎ 024(533)7770 (平日 午前 10 時～午後 3 時)

#### ⑤ 司法書士会

##### ◆ 司法書士による無料電話相談 (司法書士会連合会)

◆ 福島県司法書士会 無料電話相談 ☎ 024(533)5539

- ・相談受付時間：午前 10 時～午後 0 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 4 時  
月～金曜日 (祝祭日を除く)

※上記は受付用の電話番号です。受付後、担当司法書士より折り返し連絡の上、相談に応じます。

##### ◆ 司法書士による無料法律相談 (予約可能)

◆ 相双司法書士総合相談センター ☎ 0244(24)0428

- ・窓 □：南相馬市鹿島区鹿島字北畑 26 番 4
- ・相談日：毎週水・土曜日

※相談時間は上記の電話番号にお問い合わせください。

#### ⑥ 行政書士会

##### ◆ 日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：〒 963-8002 郡山市駅前 2-10-13 サンコービル 1 階  
☎ 0800(800)3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前 10 時～午後 5 時 (受付は午後 4 時まで。土日祝開設。月曜休業)
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続きなど

問い合わせ先 ● 県庁原子力賠償支援課 ☎ 024(523)1501

● ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#)



## 生活支援について

### ① 東日本大震災被災児童支援基金給付金のご案内

東日本大震災により保護者が死亡または行方不明となった児童 (孤児・遺児) の、生活と修学を支援します。

<b>対象者</b> (①から④の 全てに該当す る方)	①平成 23 年 3 月 11 日現在で 18 歳未満だった人 ②平成 23 年 3 月 11 日現在、生計を一にし、現に養育をしていた保護者が震災により死亡し、または 行方不明となっている人 ③前記②の保護者が、震災発生時に福島県内に住所を有していた人 ④他の都道府県から、本給付金と同様の資金の給付を受けていない人																																
<b>給付の内容</b> (概要)	①給付金の種類・給付額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">対象時期</th> <th colspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>孤児</th> <th>遺児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">月額金</td> <td>未就学児童</td> <td>30,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>小・中学校に在籍する児童・生徒</td> <td>40,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等学校等に在籍する生徒</td> <td>50,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学・専門学校等に在籍する学生</td> <td>60,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時金</td> <td>小学校入学時</td> <td colspan="2">30,000 円</td> </tr> <tr> <td>小学校卒業時</td> <td colspan="2">50,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業時</td> <td colspan="2">100,000 円</td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業時</td> <td colspan="2">300,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象時期	給付額		孤児	遺児	月額金	未就学児童	30,000 円	20,000 円	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000 円	30,000 円	高等学校等に在籍する生徒	50,000 円	40,000 円	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000 円	50,000 円	一時金	小学校入学時	30,000 円		小学校卒業時	50,000 円		中学校卒業時	100,000 円		高等学校卒業時	300,000 円	
種類	対象時期			給付額																													
		孤児	遺児																														
月額金	未就学児童	30,000 円	20,000 円																														
	小・中学校に在籍する児童・生徒	40,000 円	30,000 円																														
	高等学校等に在籍する生徒	50,000 円	40,000 円																														
	大学・専門学校等に在籍する学生	60,000 円	50,000 円																														
一時金	小学校入学時	30,000 円																															
	小学校卒業時	50,000 円																															
	中学校卒業時	100,000 円																															
	高等学校卒業時	300,000 円																															
<b>その他</b>	② 23 年度分については、さかのぼって給付されますので、速やかに申請をお願いします。 ・児童相談所及び市町村で把握している人については、給付要綱をお送りしていますので、下記問い合 わせ先まで、申請書・添付書類を提出願います。 ・給付要綱が必要な場合は、下記にご連絡ください。																																

問い合わせ先 ● 県庁児童家庭課 ☎ 024(521)7174 (〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16)

## ② 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している人は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した人で、避難元自治体からの情報提供などを希望される場合は、各市町村へ手続きをお願いします。

【該当市町村】 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

### 【問い合わせ先】

◆いわき市 ☎ 0246(22)1111	◆檜葉町 ☎ 0246(46)2551	◆双葉町 ☎ 0480(73)6880
◆田村市 ☎ 0247(81)2111	◆富岡町 ☎ 0120(336)466	◆浪江町 ☎ 0243(62)0123
◆南相馬市 ☎ 0244(24)5232	◆川内村 ☎ 0240(38)2111	◆葛尾村 ☎ 0247(61)2860
◆川俣町 ☎ 024(566)2111	◆大熊町 ☎ 0242(26)3844	◆飯館村 ☎ 024(562)4200
◆広野町 ☎ 0240(27)2111		

### 【お願い】

避難場所を移動された人、または一度も連絡されていない人は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●県庁市町村行政課 ☎ 024(521)7057



## 雇用・経営について

### ① 就職支援イベントについて（更新）

イベント名	日時	会場	備考
若年者就職ガイダンス	9月8日（土） 合同企業面接会 午後1時～午後4時	東京都立産業貿易センター 浜松町館 2階展示室 （東京都港区海岸 1-7-8）	●参加対象 ・おおむね40代前半までの求職者 ・平成25年3月卒業予定の大学生など ●問い合わせ先 若年者県内就職総合支援事業事務局 ☎ 024(941)1711 雇用労政課 ☎ 024(521)7290
大学生等の保護者向け就職支援セミナー	①郡山会場 10月27日（土） ②福島会場 10月28日（日） ③いわき会場 11月3日（土） ④会津会場 11月4日（日）  時間はいずれも 午後1時30分～午後4時30分	①郡山市労働福祉会館 ②コラッセふくしま ③いわき産業創造館 LATOV ④会津稽古堂	●参加対象 大学生、短大生、専門学校生などの保護者など ●問い合わせ先 大学生等の保護者向け 就職支援セミナー運営事務局 ☎ 024(529)5382 雇用労政課 ☎ 024(521)7290

### ② 就職支援施設について

県設置の就職支援施設について、4月から下記の体制で、窓口や仮設住宅等への巡回による就職相談、職業紹介、生活相談を行い、求職者の方の就職を支援しています。

なお、これまで「ふくしま求職者総合支援センター 郡山窓口・福島窓口」や「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション 福島・郡山」を利用していた人は、最寄りの施設をご利用ください。

県の動き

学生の活動  
ボランティア

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・健康  
介護・介護

環境放射能  
測定結果

各種相談  
窓口

市町村  
問合せ先  
一覧

施設名	開館日時	場所	電話番号	備考
ふるさと福島就職情報センター（窓口相談）				
ジョブカフェふくしま	午前 10 時 ～午後 7 時	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階	024(525)0047	
F ターンセンター東京	午前 10 時 ～午後 6 時	東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 6 階	03(3214)9009	移転
ふくしま就職応援センター（窓口・巡回相談）				
郡山窓口	午前 10 時 ～午後 7 時	郡山市駅前 1-14-21 郡山花椿ビル 8 階	024(925)0811	新設
白河窓口		白河市郭内 1 NTT 白河ビル 1 階	0248(27)0041	
会津若松窓口		会津若松市南千石町 6-5 会津若松商工会議所会館 2 階	0242(27)8258	
南相馬窓口		南相馬市原町区南町 1-1 松本ビル 2 階	0244(23)1239	
いわき窓口		いわき市平字梅本 15 いわき合同庁舎西分庁舎 1 階	0246(25)7131	

※各就職支援施設の閉館日は、「日曜日、祝日、12月29日～1月3日」です。「ふるさと福島就職情報センター F ターンセンター東京」は「日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日」です。

**問い合わせ先** ●県庁雇用労政課 ☎024(521)7290

### ③ 成長産業等人材バンク事業について（新規）

東日本大震災などにより悪化した本県の雇用情勢を改善するため、雇用保険受給期間満了者などの求職者への再就労支援を行っています。

研修や職場実習を通して就労に必要な知識・技能を習得し、正規雇用または1年以上の有期雇用（長期的な雇用）契約を目指す実習生計1,000名を募集しています。

また、実習先としての受入企業も募集しています。

ただし、いずれも、人数が充足し受付終了している場合があります。

#### 1 対象求職者：就労意欲が高く、次のいずれかに該当する人

- (1)東日本大震災発生時（平成23年3月11日）に、県内に居住していた人で、現在求職中の失業者
- (2)東日本大震災発生時に、県内事業所に就労していた人で、現在求職中の失業者
- (3)既卒者（平成22年3月～平成24年3月に高校、大学等を未内定のまま卒業した未就職者）

#### 2 実習期間：平成24年4月1日～平成25年1月31日のうち最長6ヶ月間

（当該期間の基本賃金は県が負担します。）

#### 3 実習先企業：長期的な雇用契約を締結する意思のある企業を選考していますので、実習先での評価によって、実習後の就職決定に繋がる可能性があります。

#### 4 事業の流れ：各受託事業者（5のとおり）の募集に応募し選考

- 実習期間中は、各受託事業者の派遣社員として採用
- 実習期間終了後、実習先企業に認められれば直接採用

#### 5 雇用に関するお問い合わせ先

各地域に代表事業者の他に協力事業者がおり、当該事業者と契約を締結する場合があります。

地域	住所	連絡先	受託事業者（代表事業者）
県北地域	〒960-8041 福島市大町4番15号 チェンバおおまち5F	☎024(529)5382	株式会社ヒューコム
上記以外の地域	〒963-8004 郡山市中町15-9 増子中町ビル1F	☎024(990)0631	株式会社ワールドインテック

**問い合わせ先** ●県庁雇用労政課 ☎024(521)7290

### ④ 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業などを対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

**問い合わせ先** ●（公財）福島県産業振興センター ☎024(534)0948

## 5 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者などの二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取り組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されています。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、または最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### ●福島県産業復興相談センター

場所 福島市置賜町 1-29 佐平ビル 9 階 ☎ 024(573)2561  
相談時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

#### ●（公財）福島県産業振興センター 総務企画課 ☎ 024(525)4070

#### ●県庁経営金融課 ☎ 024(521)7291

#### ●ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索](#)

## 6 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者）などが施設・設備の整備を行う場合に、（公財）福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### ●（公財）福島県産業振興センター ☎ 024(525)4075

## 7 避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている農業者の皆さんが、ふるさとに戻るまでの間、県内の避難先などで農業を再開する取り組みを支援します。

助成額は、要件を満たす一農家当たり上限 100 万円（畜産経営を再開する場合上限 150 万円）で、農業生産資材の購入や施設・機械のリース、地代などに使用することができます。

なお、助成は営農再開初年度 1 回のみで、震災までお住まいだった市町村からの助成となります。

### 問い合わせ先

#### ●県庁農業担い手課 ☎ 024(521)7340

#### ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

#### ●震災時までお住まいだった市町村

## 8 農業分野での雇用支援について

県が契約を結んだ農業法人で、農作業などに従事する人を募集します。

雇用期間は平成 24 年度内で、ハローワークなどを通じて募集します。

### 問い合わせ先

#### ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

## 9 耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取り組みを支援しています。

事業内容	(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入などに係る経費について、農地の荒廃程度により 10 アール当たり最大で 27 万 5 千円まで補助します。
	(2) 施設などの整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設などの整備に係る経費を 2 分の 1 以内で補助します。
	(3) 「実証ほ場」の設置による支援 市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運営業務を委託したりすることで支援します。

### 問い合わせ先

#### ●県庁農村振興課 ☎ 024(521)7415

#### ●県各農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

#### ●各市町村耕作放棄地対策担当課または農業委員会



## ① 応急仮設住宅の募集などに関するお問い合わせについて（更新）

県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆鏡石町 ☎ 0248(62)2116	◆西郷村 ☎ 0248(25)1117	◆相馬市 ☎ 0244(37)2179
◆南相馬市 ☎ 0244(24)5253	◆富岡町 ☎ 0120(336)466	◆双葉町 ☎ 024(973)8090
◆浪江町 ☎ 0243(62)0123	◆葛尾村 ☎ 0247(61)2850	◆須賀川市 ☎ 0248(88)9152
◆白河市 ☎ 0248(22)1111	◆川俣町 ☎ 024(566)2111	◆飯舘村 ☎ 024(562)4243
◆大熊町 ☎ 0242(26)3844	◆楡葉町 ☎ 0246(46)2551 (いわき)	◆広野町 ☎ 0240(27)2111
	☎ 0242(56)2155 (会津)	

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル（県内避難者）024(521)7698【受付時間：平日 午前9時～午後5時】

## ② 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」について、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯および県内における民間住宅借上げの対象者であって県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

※民間住宅の借上げ

住宅が全壊し又は流出し、居住する住宅がない、または原発事故による避難指示などが出ている地域から避難していて、自らの資力では住宅を得ることができない人への住宅対策

問い合わせ先 ●市町村問い合わせ先一覧参照

## ③ 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について（更新）

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃などの返還については、次のとおり受け付けています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅などに入居した世帯
対象期間	平成23年3月11日以降、県内の借上げ住宅などに入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
受付方法	郵送のみで受付
郵送先	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県土木部建築指導課分室2

※申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 ●県庁建築指導課 ☎ 024(522)6515（平日：午前9時～午後5時まで）

●ホームページ

## ④ 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体でも、避難している皆さんに公営住宅や公務員宿舎を提供し、住宅対策を実施しています。なお、8月24日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（詳細は、下記の各県窓口にお問い合わせください。）

◆岩手県 ☎ 019(629)6936	◆秋田県 ☎ 018(860)4503	◆山形県 ☎ 023(630)3100
◆茨城県 ☎ 029(301)5977	◆千葉県 ☎ 043(223)2675	◆石川県 ☎ 076(225)1482
◆新潟県 ☎ 025(280)5444、025(282)1775	◆山梨県 ☎ 055(223)1732、1477	
◆長野県 ☎ 026(235)7407	◆愛知県 ☎ 052(954)6579	◆三重県 ☎ 059(224)2181
◆兵庫県 ☎ 078(232)9564	◆鳥取県 ☎ 0857(26)7411	◆島根県 ☎ 0852(22)5084
◆広島県 ☎ 082(513)3030	◆山口県 ☎ 083(933)2724	◆福岡県 ☎ 092(643)3729
◆佐賀県 ☎ 0952(25)7385	◆長崎県 ☎ 095(895)2410	◆宮崎県 ☎ 0985(26)7196
◆熊本県 ☎ 096(383)1111 (内線7014)	◆鹿児島県 ☎ 099(286)2824	
◆沖縄県 ☎ 098(866)2187		

県の動き  
活動 ボランティア  
学生の

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

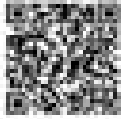
住宅

医療・介護  
健康

環境放射能  
測定結果

各種相談  
窓口

市町村  
問合せ先  
一覧



「福島県避難者支援ブログ」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。

※借上げ住宅は、災害救助法に基づいて行政が応急的に提供するものであるため、転勤、進学などを目的とした借上げは認められません。また、下記のような目的外利用については、契約解除や強制退去、損害賠償請求などが行われる場合がありますので、適正にご利用願います。

- ・入居実態がない ・週末や休暇期間中だけの居住（別荘の利用）
- ・無断退去（※事前に必ず避難先自治体へ連絡すること）
- ・その他、契約条項に違反する行為

※民間賃貸住宅に係る家賃などの返還（避及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっていますので、東京電力（株）へ請求願います。  
【お問い合わせ先】 東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎0120(926)404

**問い合わせ先** ●県庁避難者支援課 ☎024(523)4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

## ⑤ 「福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業」のお知らせ

東日本大震災により、ローンが500万円以上残っている住宅に半壊以上の被害を受けた人が、福島県内で住宅を再建・補修するために新たに資金を500万円以上借り入れた場合、既存の住宅ローン5年間の利子額（上限140万円）を一括補助します。

### 申込み手続き

新たな住宅資金を借り入れた金融機関を通じて申込みできます。住宅ローンを取り扱う金融機関にご相談ください。なお、申し込み可能な金融機関や手続きの詳細は、下記のホームページにも掲載しています。

**問い合わせ先** ●住宅相談窓口専用ダイヤル ☎024(521)7698

●県庁建築指導課 ☎024(521)8184

●ホームページ [福島県二重ローン](#) [検索](#)

## ⑥ 「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資」の対象拡大のお知らせ

原発事故による避難指示区域内に居住していた人は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資（住宅の建設・購入の場合、当初5年間の金利0%など）が利用できるようになりました。災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

**問い合わせ先** ●住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル） ☎0120(086)353

●ホームページ [住宅金融支援機構](#) [検索](#)

## 医療・介護・健康について

### ① 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長などについて（更新）

以下の人については、引き続き、医療機関などの窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費（柔道整復師などの施術費や治療用器具など）の自己負担の免除は、平成24年2月29日分で終了となりました。

#### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域（24.4.1、24.4.16、24.7.17、24.8.10設定）、居住制限区域（24.4.1、24.4.16、24.7.17設定）、帰還困難区域（24.4.16、24.7.17設定）の住民（※1）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当する住民で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している人（※1）（※2） なお、保険者によっては、平成24年10月1日以降も延長される場合があります。詳細はご加入の各医療保険の保険者にお問い合わせください。	平成24年9月30日まで

※1 震災発生後、他市町村へ転出した人を含みます。

※2 その他の医療保険に加入している人は、保険者（健康保険組合など）により対応が異なりますが、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせください。

#### 2. 免除証明書の取扱いについて

(1) 平成24年9月30日までは、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している人は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

※3 その他の医療保険に加入している人で、引き続き、窓口負担が免除となる人は、免除証明書の更新が必要となります。ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保・後期高齢者医療制度に加入している人は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(2) 平成 24 年 10 月 1 日からは、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している人も、有効期限欄に「平成 24 年 10 月 1 日から」と記載されている新たな免除証明書の提示が必要となります。

また、免除証明書の提示が不要とされていた上記 9 町村の皆さんについても、平成 24 年 10 月 1 日からは免除証明書の提示が必要となります。

**問い合わせ先** ●ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

## ② 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除などについて（更新）

以下の人については、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保険施設の食費・居住費の免除は、平成 24 年 2 月 29 日分で終了となりました。

### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30 解除）、特定避難勧奨地点、避難指示解除準備区域（24.4.1, 24.4.16, 24.7.17, 24.8.10 設定）、居住制限区域（24.4.1, 24.4.16, 24.7.17 設定）、帰還困難区域（24.4.16, 24.7.17 設定）の住民（震災発生後、他市町村へ転出した人を含む）	平成 25 年 2 月 28 日まで
(2)	(1) 以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明などの要件に該当し、介護保険サービスを利用する住民についても、平成 24 年 9 月 30 日まで（市町村によっては、平成 24 年 10 月 1 日以降も）延長される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。	

### 2. 免除証明書の取扱いについて

(1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(2) (1) 以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取り扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

**問い合わせ先** ●各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

## ③ 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の皆さんの健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

「基本調査の目的、重要性」	<ul style="list-style-type: none"><li>●放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。</li><li>●「基本調査（問診票）」は、皆さんの行動記録を基に、原発事故から平成 23 年 7 月 11 日までの 4 か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。</li><li>●推計結果は皆さんにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。</li><li>●基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。</li><li>●今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。</li></ul>
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\*問診票をまだ返送していない人は、記入の上返送をお願いします。

（詳しく行動を思い出せないところは、「忘れて書けない」と記入して、まずは返送してください。後日、事務局で内容確認のお手伝いをいたします。）

\*記入方法が分からない、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合などは、下記にお問い合わせください。

**問い合わせ先** ●県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎ 024(549)5130（平日：午前 9 時～午後 5 時）

●ホームページ

[福島県 県民健康管理調査](#)

[検索](#)

## ④ 「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」について

妊娠中・小さなお子さんをお持ちの保護者の皆さんの健康や育児の不安・悩みに対応するため、「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」を開設しましたので、ぜひご利用ください。

### ① 相談内容

#### (1) 健康相談

妊産婦や乳幼児を持つ保護者等の健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて相談に対応します。



## (2) 母乳の放射性物質濃度検査

母乳育児をしていて、母乳の放射性物質濃度検査を希望する場合に検査を実施します。希望する場合は、下記の電話番号にお申し込みください。

※母乳の検査は、無料で受けられます（検査料、送付料とも無料です）。

※申し込みをしていただいた後、検査機関にお送りいただく容器などをお届けし、自宅で母乳を取り検査機関に送付していただきます。

### 2 相談対応者

助産師（福島県助産師会会員）

### 3 相談電話

福島	① 024(573)0211 ② 080(2835)9988
会津	0242(85)8303
いわき	① 080(2826)4604 ② 080(2827)3005

※現在県外にお住まいの方、里帰り県内においでの方も利用できます。

### 4 相談時間

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- 午前9時30分～午後4時30分

### 5 その他

- (1) 相談は無料でお受けします。
- (2) 相談内容についての秘密は厳守します。
- (3) 相談者のご希望により助産師による訪問指導を行います。
- (4) 事業は、福島県助産師会に委託し実施します。

### 問い合わせ先

●県庁児童家庭課

☎ 024(521)7174（平日：午前8時30分～午後5時15分）

●ホームページ

[ふくしまの赤ちゃん電話健康相談](#)

[検索](#)

## 警戒区域などにおける環境放射能測定結果

警戒区域などの測定値の一部をお知らせします。（平成24年7月31日 8:00現在）

（単位：μSv/時）

川俣町	南相馬市				広野町	
山木屋駐在所	横川ダム	石神生涯学習センター	小高区役所	福島県南相馬合同庁舎	広野町役場	二ツ沼総合公園*
0.94	1.42	0.49	0.21	0.35	0.16	0.42

楡葉町			富岡町				
旧楡葉消防分署*	繁岡地区集会所*	中平集会所そば*	上郡山字滝ノ沢*	JAふたば南部営農センター*	旧富岡町役場*	養護老人ホーム東風荘	リフレ富岡*
0.29	1.14	1.01	1.14	1.64	3.52	4.14	4.03

川内村	大熊町	双葉町			
川内村役場	原子力センター*	石熊公民館	山田多目的集会所*	双葉町体育館*	郡山公民館*
0.13	4.78	10.87	20.55	5.56	1.33

浪江町				葛尾村	飯館村	
中央公園*	幾世橋小学校*	福島県浪江ひまわり荘	津島活性化センター	柏原地区	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
0.99	0.37	2.99	1.25	5.20	0.83	3.73

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポスト（\*印の付いている地点）は全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、楡葉町1局の計5局が復旧しておりません。復旧次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、\*印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。葛尾村柏原地区については、7月31日が欠測のため、7月30日8:00現在の測定値。

### 問い合わせ先

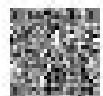
●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎ 024(521)1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能](#) [検索](#)

【携帯】「福島県内各地方環境放射能測定値」で検索してください。



福島県内各地方環境放射能測定値



# 各種相談窓口のお知らせ

	内容	連絡先	設置場所
	<b>◆災害（支援）に関する相談</b>		
県の動き	放射線に関する問い合わせ窓口	0120(988)359	政府原子力災害現地対策本部 (8時30分～20時：平日、8時30分～18時：土日・祝日)
	放射線に関する健康相談	0120(755)199	(独)日本原子力研究開発機構 (9時～18時：平日)
	放射線被ばく医療に関する相談	043(290)4003	(独)放射線医学総合研究所 (13時～16時：月・水・金 ※祝日を除く)
	自家消費野菜などの放射線検査受付専用電話	024(521)8397	県消費生活センター (9時～17時：平日)
	学生の ボランティア 活動	被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120(366)556
024(534)1211			県弁護士会 (14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する 問い合わせ		03(5537)0245	文部科学省：紛争審査会、指針 (9時30分～18時15分：平日)
		0120(377)155	原子力損害賠償紛争解決センター：和解の仲介 (10時～17時：平日)
		0120(013)814	原子力損害賠償支援機構：無料電話相談 (10時～17時：毎日)
		024(523)1501	県問い合わせ窓口 (8時30分～20時：平日) ※毎週水・金の13時～17時は弁護士による法律相談
		024(534)1211	県弁護士会 (14時～16時：平日)
		0800(800)3200	行政書士会連合会被災者相談センター (10時～17時：土日祝を含む。月曜は休業)
		0120(926)404	東京電力福島原子力補償相談室コールセンター (9時～21時：毎日)
		0120(993)724	東京電力自主的避難等ご相談専用ダイヤル (9時～21時：毎日)
<b>◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分（土日除く）】</b>			
原子力 損害賠償	医療機関に関する相談	024(521)7221	県庁地域医療課
	疾病に関する相談	024(521)7881	県庁地域医療課（感染・看護室）
	医薬品に関する相談	024(521)7232	県庁薬務課
	障がい福祉に関する相談	024(521)7170	県庁障がい福祉課
	生活支援	相談支援専門員による一般相談	024(983)7646
080(6050)1134			社会福祉法人希望の杜福祉会 (8時30分～17時30分：平日)
050(1508)0278			NPO 法人夢あるき「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (9時30分～18時：平日、9時30分～13時30分：土)
雇用・経営	障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	080(2384)2720	NPO 法人さぽーとセンターぴあ 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内 (相双を拠点) (9時30分～18時：平日)
		0246(38)9234	NPO 法人わくわくネットいわき「ゆいまーる・ふたば」 (いわきを拠点) (9時～17時：平日)
		024(521)7164	県庁高齢福祉課
住宅	(双葉郡)	0240(28)0152	広野町地域包括支援センター
		0242(55)0177	楢葉町地域包括支援センター (会津美里町)
		0246(46)2090	楢葉町地域包括支援センター (いわき市)
		024(983)9024	富岡町地域包括支援センター
		0240(38)2941	川内村地域包括支援センター
		0242(26)3844	大熊町地域包括支援センター
		0480(70)0057	双葉町地域包括支援センター (埼玉県加須市)
		0246(38)7105	双葉町サポートセンターひだまり (いわき市)
		0243(62)0123	浪江町地域包括支援センター
		0247(62)8687	葛尾村地域包括支援センター
健康・介護・ 環境放射能 測定結果	(飯舘村)	024(562)4214	飯舘村地域包括支援センター
		024(524)2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時～17時：平日)【専門相談】(予約制)
各種相談 市町村 問合せ先 一覧	高齢者に関する各種相談	024(524)2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時～17時：平日)【専門相談】(予約制)
	認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024(522)1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
	介護保険に関する相談	024(521)7745	県庁介護保険室
	国民健康保険に関する相談	024(521)7203	県庁国民健康保険課
	児童福祉に関する相談	024(534)5101	中央児童相談所
		024(935)0611	県中児童相談所
		0242(23)1400	会津児童相談所
		0246(28)3346	浜児童相談所
	こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570(064)556	精神保健福祉センター (9時～17時：平日)
		024(534)4300	県北保健福祉事務所 (以下8機関 8時30分～17時15分：平日)
0248(75)7811		県中保健福祉事務所	
0248(22)5649		県南保健福祉事務所	
0242(29)5275		会津保健福祉事務所	
0241(63)0305		南会津保健福祉事務所	
0244(26)1132		相双保健福祉事務所	
024(924)2163		郡山市保健所	
0246(27)8557	いわき市保健所		

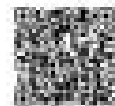
	024(536)4343	福島いのちの電話 (10時～22時：土日含む)
	03(3414)5160	震災こころのサポートセンター JTM (10時～16時：平日)
女性の相談に関する窓口	024(522)1010	女性のための相談支援センター (9～21時)
	0120(279)338	よりそいホットライン (24時間) ※女性の相談は3を選択
	0243(23)8320	県男女共生センター (月曜日休館) 【火・木～日：9～12時、13～16時】【水：13～17時、18～20時】
	0120(207)440	女性のための電話相談・ふくしま (10時～17時：平日)
青少年に関する相談	024(546)0006	福島県青少年総合相談センター (10時～17時：祝日を除く火～土曜日)
<b>◆生活に関する相談【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】</b>		
教育に関する相談	024(521)7759	県庁教育総務課
文化財に関する相談	024(521)7787	県庁文化財課
	024(534)9193	ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024(523)1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024(521)7070	県庁税務課
	024(521)7069	
消費に関する相談	024(521)0999	県消費生活センター (9時～18時30分：平日)
英語・中国語による相談	024(524)1316	(公財) 福島県国際交流協会 (9時～16時：火～土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024(521)7249	県庁一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024(521)7264	県庁産業廃棄物課
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024(521)7258	県庁水・大気環境課
	024(521)7261	
被災者の住宅に関する相談 (県内)	024(521)7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (9時～17時：平日)
被災者の住宅に関する相談 (県外)	024(523)4157	県庁避難者支援課
応急危険度判定から復旧までの相談	024(521)4033	県建築士事務所協会 (8時～17時：平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024(534)1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570(003)110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024(522)2151	(内線 3024) 県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024(525)3311	県警察本部 県民サービス課 (9時～17時：平日)
震災特別旅券の問い合わせ窓口	024(525)4032	県パスポートセンター
<b>◆経営・労働に関する相談【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】</b>		
経営に関する相談	024(525)4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024(573)2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024(521)7291	県庁経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024(534)0948	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120(610)145	県庁雇用労政課「中小企業労働相談所」(9時～16時：平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介・生活相談)	ふるさと福島就職情報センター	
	024(525)0047	[ジョブカフェふくしま] (10時～19時：月～土)
	03(3214)9009	[Fターンセンター東京] (10時～18時：月～土)
	ふくしま就職応援センター (10時～19時：月～土)	
	024(925)0811	[郡山窓口]
	0248(27)0041	[白河窓口]
	0242(27)8258	[会津若松窓口]
	0244(23)1239	[南相馬窓口]
	0246(25)7131	[いわき窓口]
労使間のトラブルに関する相談	024(521)7594	県労働委員会事務局
創業に関する相談	024(525)4048	県庁産業創出課 (福島駅西口インキュベートルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャーなどの専門家が対応
<b>◆農林水産業に関する相談</b>	024(521)7319	<b>県庁農林企画課【受付時間：8時30分～20時(平日)】</b>
<b>◆国・県が管理する道路などに関する相談【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】</b>		
国管理道路 (国道4号・6号・13号・49号)	024(546)4331	国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024(521)9820	県庁道路管理課

- 「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧になれます。

【PC】

- 最新号は携帯電話からもご覧いただけます。  
【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局などでも受け取ることができます。



県の動き

学生の  
ボランティア活動

特集

お知らせ

原子力  
損害賠償

生活支援

雇用・経営

住宅

医療・介護・健康

環境放射能  
測定結果

各種相談  
窓口

市町村  
問合わせ先  
一覧

# 市町村問い合わせ先一覧

(8月25日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相 双	南相馬市	0244(24)5232	
	相馬市	0244(37)2121	
	広野町	0240(27)2111	
	檜葉町 ※	いわき出張所	0246(46)2551・2552
		会津美里出張所	0242(56)2155
	富岡町 ※	0120(336)466	電話番号は上記共通
		いわき出張所	
		三春出張所 大玉出張所	
	川内村	0240(38)2111・024(937)2717	
	大熊町 ※	0242(26)3844	
		いわき連絡事務所 (好間工業団地応急仮設住宅内)	0246(36)5671
	双葉町 ※	0480(73)6880	
		福島支所 (郡山市朝日)	024(973)8090
	浪江町 ※	0243(62)0123	
福島出張所		024(535)0750	
本宮出張所		0243(44)1185	
桑折出張所		024(582)2130	
南相馬出張所		0244(23)1112	
葛尾村 ※	0247(61)2850 (貝山)		
	0247(61)2860 (三春の里)		
新地町	0244(62)2111		
飯館村 ※	024(562)4200		
いわき	いわき市	0246(22)1111	
県 北	福島市	024(535)1111	
	二本松市	0243(23)1111	
	伊達市	024(575)1111	
	本宮市	0243(33)1111	
	桑折町	024(582)2111	
	国見町	024(585)2111	
	川俣町	024(566)2111	
	大玉村	0243(48)3131	

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
県 中	郡山市	024(924)7111
	須賀川市	0248(75)1111
	田村市	0247(81)2111
	鏡石町	0248(62)2111
	天栄村	0248(82)2111
	石川町	0247(26)2111
	玉川村	0247(57)3101
	平田村	0247(55)3111
	浅川町	0247(36)4121
	古殿町	0247(53)3111
	三春町	0247(62)2111
小野町	0247(72)2111	
県 南	白河市	0248(22)1111
	西郷村	0248(25)1111
	泉崎村	0248(53)2111
	中島村	0248(52)2111
	矢吹町	0248(42)2111
	棚倉町	0247(33)2111
	矢祭町	0247(46)3131
	塙町	0247(43)2111
	鮫川村	0247(49)3111
	会 津	会津若松市
喜多方市	0241(24)5221	
北塩原村	0241(23)3111	
西会津町	0241(45)2211	
磐梯町	0242(74)1211	
猪苗代町	0242(62)2111	
会津坂下町	0242(84)1503	
湯川村	0241(27)8800	
柳津町	0241(42)2112	
三島町	0241(48)5511	
金山町	0241(54)5111	
昭和村	0241(57)2111	
会津美里町	0242(55)1122	
南 会 津	下郷町	0241(69)1122
	檜枝岐村	0241(75)2311
	只見町	0241(82)5050
南会津町	0241(62)6100	

※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。

- 檜葉町 いわき明星大学内  
(〒 970-8044 いわき市中央台飯野 3丁目 3-1)
- 富岡町 富岡町郡山事務所  
(〒 963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮 48-5)
- 大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内  
(〒 965-0873 会津若松市追手町 2-41)
- 双葉町 旧騎西高校  
(〒 347-0105 埼玉県加須市騎西 598-1)

- 浪江町 県男女共生センター内  
(〒 964-0904 二本松市郭内一丁目 196-1)
- 葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟  
(〒 963-7719 三春町大字貝山字井堀田 287-1)
- 飯館村 福島市役所飯野支所内  
(〒 960-1301 福島市飯野町字後川 10-2)



—ふくしま・地域産業6次化商品—

「ピーナッツドレッシング」  
「ピーナッツみそ」のセットが当たる!

香ばしい落花生本来の味をストレートに抽出させた「無添加商品」です

※県では、地域産業6次化に取り組み、地域の素材でふくしまならではの食を数多く生み出し、地域内外での購買・消費を推進しています。

応募先 〒 960-8670 県庁広報課「読者プレゼント」係  
ファクス 024 (521) 7901

30名様に  
プレゼント

はがきまたはファクスに、取り上げてもらいたい特集記事や、必要としている行政からの情報をお書きの上、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入してお送りください。回答者から抽選で30名様に「ピーナッツドレッシング・ピーナッツみそ」のセットをプレゼントします。

●締め切り/9月30日(日)当日消印有効

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は、商品発送に使用し、それ以外の目的には使用しません。